

奈良県告示第四百六十一号

平成二十八年一月奈良県告示第二百六十七号（公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項の指定）は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

なお、令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真